

令和 8 年度

防災及び防犯計画

防災計画 P. 2～

防犯計画 P. 15～

(別紙)

傷病者発生時の対応

熱中症対策について

火元等の管理責任者表

大阪府立中津支援学校 避難経路図

二次避難場所及び避難経路

第二次避難場所（津波避難ビル）

大阪整肢学院との共同防災・防犯体制について

非常時優先業務と必要職員数

関係機関連絡先

教職員防災必携

大阪府立中津支援学校

防災計画

●目的

本計画は、本校職員が災害（火災、風水害、地震、津波等）に対して、児童生徒の安全をはかり、被害を最小限に処することを目的とする。

●災害対策組織について

1. 災害対策本部の設置

- （１）校長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、及び府教育委員会から警備防災についての指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という）を以下のように設置する。
- （２）本部は、大阪整肢学院（以下「学院」とする）と密接な連絡を保つ。本部員は、本部長の命を受けて、状況の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等に当たる。
- （３）市町村の避難所指定なし。

災害対策本部について

分担	職名
本部長	校長
副本部長（本部長代理）防火管理者	教頭
副本部長	事務長
本部員	首席・各学部主事・健康教育部長・健康教育部安全係

- ・ 災害の状況を児童生徒に周知、全員を掌握する。
- ・ 状況に応じて授業停止、避難誘導の処置を的確に行う。
- ・ 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に把握し指示する。
- ・ 避難に際しては必要に応じ学院、消防署、警察署等の関係機関に連絡し、協力を求める。
- ・ 災害があった場合は、児童生徒の安全確保、授業再開等の応急措置に努めるとともに、災害の状況を速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 災害後の授業再開に際しては、伝染病防疫対策、危険物の処理等について、遺漏のないように措置するとともに、必要に応じて、関係機関の指示・協力を求める。

2. 教職員の配備体制および配備人員

- （１）教職員の配備体制および配備人員は、おおむね次のとおりとし、配備区分は府の指示を受けて本部長が指令する。

配備	体制	配備人員	摘要
非常１号配備	通信情報活動を実施する体制	配備員は置かない ０名	ア 府域において震度４を観測したとき（自動配備） イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき
非常２号配備	災害応急対策を実施する体制	災害対策本部員（上記表メンバー） １３名	ア 府域において震度５弱又は震度５強を観測したとき（自動配備） イ 防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
非常３号配備	府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制	全員	ア 府域において震度６弱以上の震度を観測したとき（自動配備） イ 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき

- （２）教職員は、勤務時間外において事故・災害が発生したとき、若しくは発生する恐れのあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、病弱者その他特別の事情のある者を除き、自身および家族の安全を確保したうえですみやかに学校に参集する。
- （３）教職員の非常召集の連絡、伝達方法、及び災害対策組織はあらかじめ教職員に周知する。

3. 災害時の校内 教職員役割分担（各係）

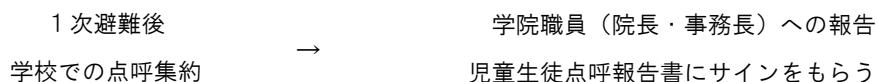
部署（係）		担当者名		役割	備考
防 災 3 係	初期 消火班	小		放送の指示により 各階消火器を持って火元に急行 。消火作業を行う。 児童生徒を他の教員に預け、周囲に係として出ることを周知しながら現場に向かう。 応援が必要な際は他の教員に応援依頼。消火後、本部に報告。火が天井に達して燃え広がっている等消火困難と判断すれば、消火を放棄して集合場所に戻る。自身の安全を優先する。 火災が発生しない地震では生徒と共に避難。	不在時は 部主事が 代理を指示
		中			
		高			
	経路・ 確認班	健康 教育 部 安 全 係		児童生徒を他の教員に預け、 避難経路の安全確認（火、煙、障害物等） 、を行う。その結果を教頭（事務室前に待機）に 報告 。 簡単に除去できるものはよけながら通路の確認を行うが、応援が必要であれば本部への報告を優先する。 A:中庭・1階廊下 B:2階廊下・階段 C:3階廊下・多目的ホール・スロープ（※スロープ不可の場合は非常階段） ※各階廊下については、できれば各階教員も声を掛け合い、周辺の安全確認を行う。	不在時は 健康教育部が 代行 トランシーバー：各1
	最終点検 救助班	小		児童生徒を他の教員に預け、特別教室、トイレ等残留者がいないか確認。救助が必要な事態があれば、応援を呼ぶ等対応。小は地下、高は屋上も確認。エレベーター内は、停止階の教員が確認。 児童生徒と共に 最終に避難 （児童生徒がすでに避難している場合は後を追う）一次避難場所に到着次第、教頭（本部）に報告。	不在時は 部主事が 代理を指示 トランシーバー：各1
		中			
		高			
避難誘導 ・点呼班		部 主 事		担当階にかけつけ、状況を確認。初期消火班および最終点検・救助班が不在時、代わりの教員を指示。 部を先導し 避難（※） する。グループ代表又は学年主任より点呼を受け、教頭（本部）に報告。 早く揃った部（グループ）は可能な範囲の教員を他の階の避難応援に向かわせる。応援教員は本部に声をかけ、避難経路を通して応援に向かう。 ※火災で火元が近いなどの場合、現場の判断で危険回避する。また、経路の安全が確認できるのであれば、避難場所の指示がある前に一度中庭に出る（建物から離れる）など、臨機応変に動くことは可能。	不在時は 学年主任が代行 。 高学年より順次(3係に該当する場合は係を優先) トランシーバー：各1
緊急持ち出し班		教務		管理職の指示があるとき、重要書類持ち出しを行う。（指導要録出席簿など）	
救護班		保健主事 養護教諭 学校看護師		児童生徒と共に避難する。避難の際、救護体制と連携する。	トランシーバー：3
本部補助 （健教・防災担当）				本部設営、校内情報収集、（避難経路確認）、点呼名簿記入等 本部（校長、事務長、教頭、首席）を補佐すると共に学院防災担当と連携	トランシーバー：1
施設点検保全		事務長 事務室		消火資材（消火器、消火栓）等の点検保全 電気配線及び火災報知機の定期点検ならびにその他火気施設の点検	
本部兼務 連絡班		教頭、首席 事務長(事務室)		災害発生、対応の指示を校内へ連絡（非常ベル、放送、トランシーバー等） 校内情報収集。消防署への通報。学院や各係との連絡、記録。	トランシーバー：2

※首席が部主事を兼務している場合には、避難誘導・点呼班の業務を優先

●児童生徒の引き渡しと二次避難について

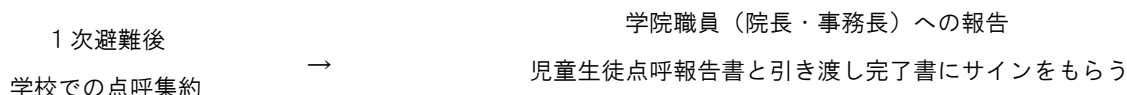
①児童生徒の点呼報告について

一次避難完了後、児童生徒の点呼集約を終えた時点で児童生徒点呼報告書を交わす。



②児童生徒の引き渡しについて

授業の継続が不可能・休止となった時点で、児童生徒の引き渡しを行う。



③二次避難について

火災や倒壊の恐れがある場合は、学院と連携し、第二次避難場所への避難を検討する。

●災害時の臨時休校等について

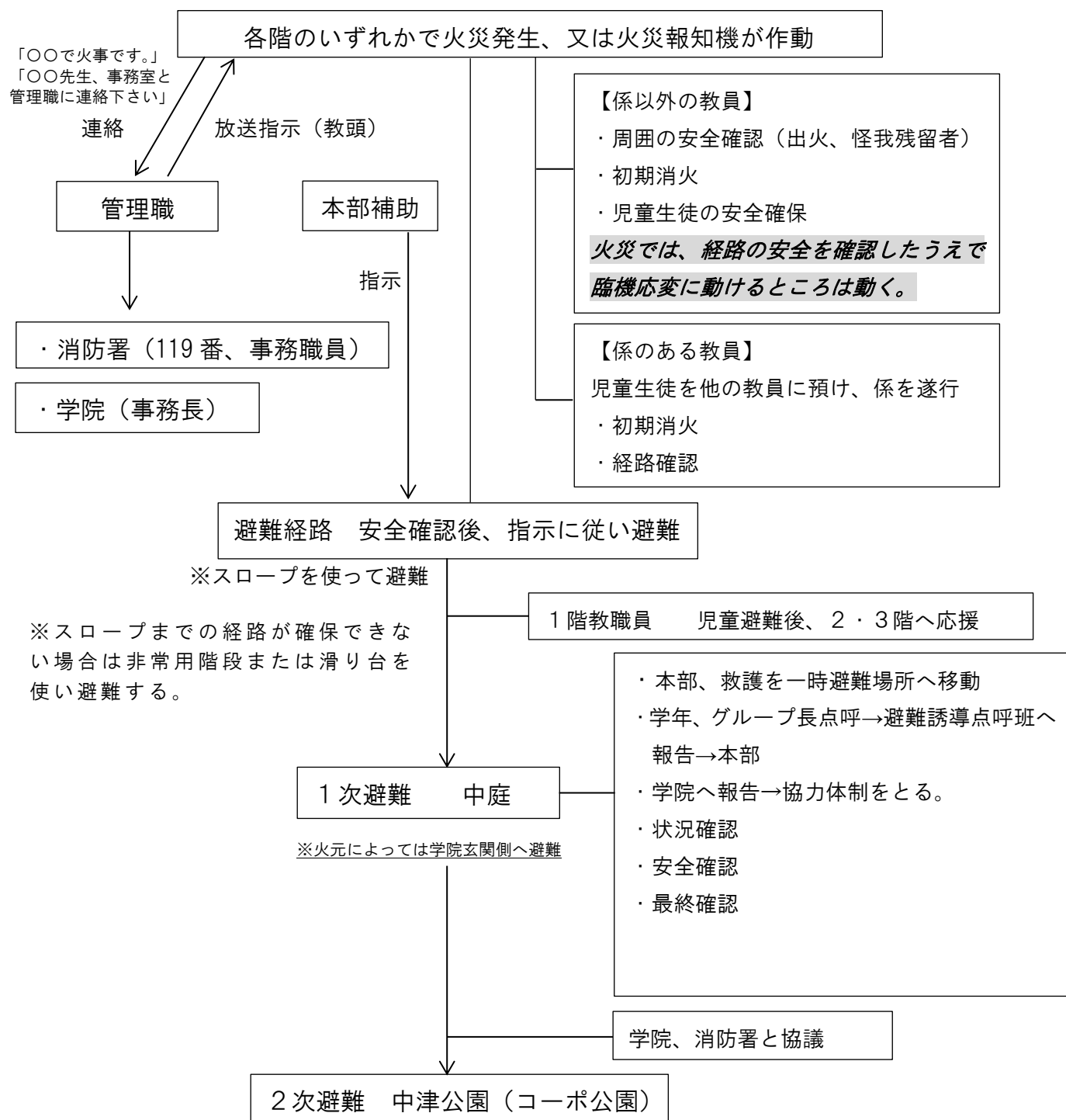
① 台風等で水害の恐れのある場合

台風来襲等が前日予測されるときは、校長は、状況に応じ、児童生徒の下校時に、翌日の登校について適切な指示を与える。学院に対しても、同様の連絡をする。当日、午前7時現在、交通機関のＪＲ、OSAKA メトロ、阪急が同時に不通となっている場合、出勤可能な教職員は出勤し、学院と協力して児童生徒の指導並びに安全確保につとめる。

② 地震の場合

災害対策本部を設置し臨時休校等について検討する。交通機関のＪＲ、OSAKA メトロ、阪急が、午前7時現在同時に不通となっている場合、出勤可能な教職員は、出勤し、学院と協力して児童生徒の指導並びに安全確保につとめる。その他「学院との共同防災・防犯体制について」参照。

火災対応マニュアル



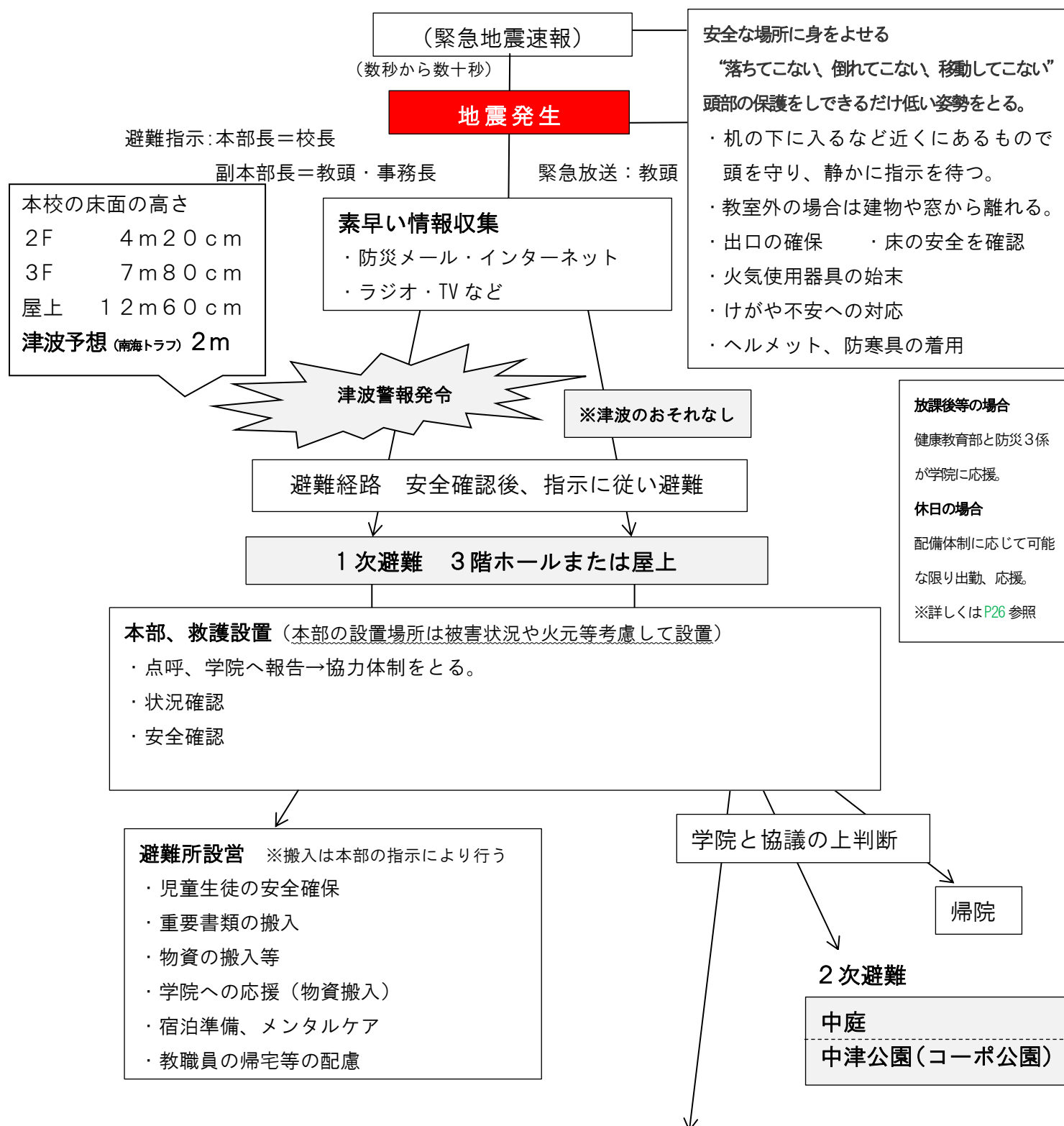
＜非常ベルが鳴った場合＞

教職員は手分けして、児童生徒の安全確保、各階各教室、トイレ等の安全状態確認（出火、残留生徒の有無）を確認し部主事（又は代理）に報告し、部主事は本部（事務室教頭）に連絡する。（校内電話等）
救護班は、誤報の場合においても児童生徒の体調等の確認を行う。

＜火災を発見した場合＞

発見者は速やかに大声で「〇〇火事」と近くの教職員に知らせる。知らせを受けた人が事務室に急報する。また、至近の消火器を持って直ちに消火に努める。駆けつけた初期消火班と協力して消火する。

地震及び津波発生時の対応マニュアル



※原則、校内上階への垂直避難とする。

火災や倒壊の恐れがある場合につき、津波避難ビルへの避難を検討する。

2次避難 津波避難ビル

児童生徒の学院への引き渡し前後に関係なく、学校長と学院長で相談の上、避難先を決定する。(不在の場合は教頭・看護長)

◎大阪市立中津小学校(3,4階)…可能な限り受け入れるが地域住民も避難。全員受け入れてもらえるかわからない。

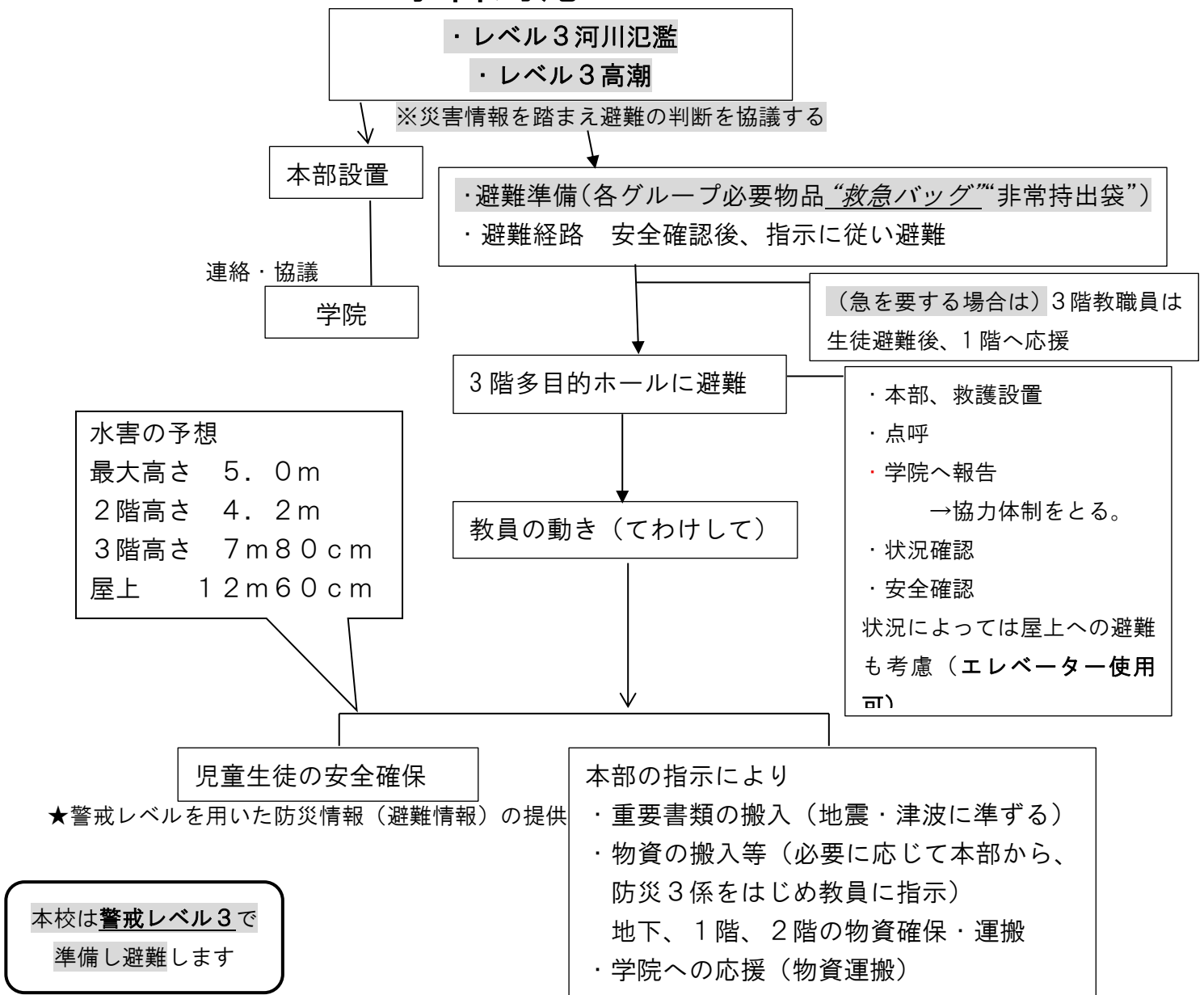
※その他の津波避難ビルについては、P25(注1)参照。

●各場面での対応

場面		教職員の指示と行動及び体制等
登下校中		・学校にいる教職員は、校内・整肢学院内の児童生徒の安否を確認する。
授業時間中	ホームルーム教室	・落下物等の危険から、防災頭巾や近くにあるもので頭を守ることや、部屋の真ん中に集まる、机の下に入ることを指示するとともに、児童生徒の安全確保を行う。 ・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握に努める。
	特別教室	・周囲の状況が普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示等の言葉は大きく的確にする。 ・火を素早く消す。
	多目的ホール	・窓や壁際から素早く離れさせ、安全なところへ移動する。避難が必要な際には出口に誘導する。 ・多目的ホールから避難した児童生徒を安全な場所に集め、人員を確認する。
	トイレ	・安全を確保し、揺れが収まり次第、教室に戻る。
	エレベーター	・最寄りの階で止まる設定になっているので、すぐにエレベーターから降り、その階の部主事の指示で避難をする。
	中庭	・建物、器具類から速やかに離れ、中央部に集合するように的確に指示をする。
校外学習 社会見学 泊を伴う行事		・企画立案段階で必ず避難場所を設定、確認しておく。行先に応じて津波に対する避難場所も設定する。 ・建物、地理に不案内であるため、心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、利用施設や宿舎等と連携しながら、避難の方法について明確に指示するとともに、教職員は児童生徒の安全を確保する。 ・避難後、児童生徒及び引率教員の安否を学校に連絡する。
学院との連携		・常に連絡を密にし、協力して避難誘導・児童生徒の安全確保に努める。

★避難時には、各教室の救急バッグを持参、水害（地震津波含）の場合は非常持出袋も！

水害対応マニュアル



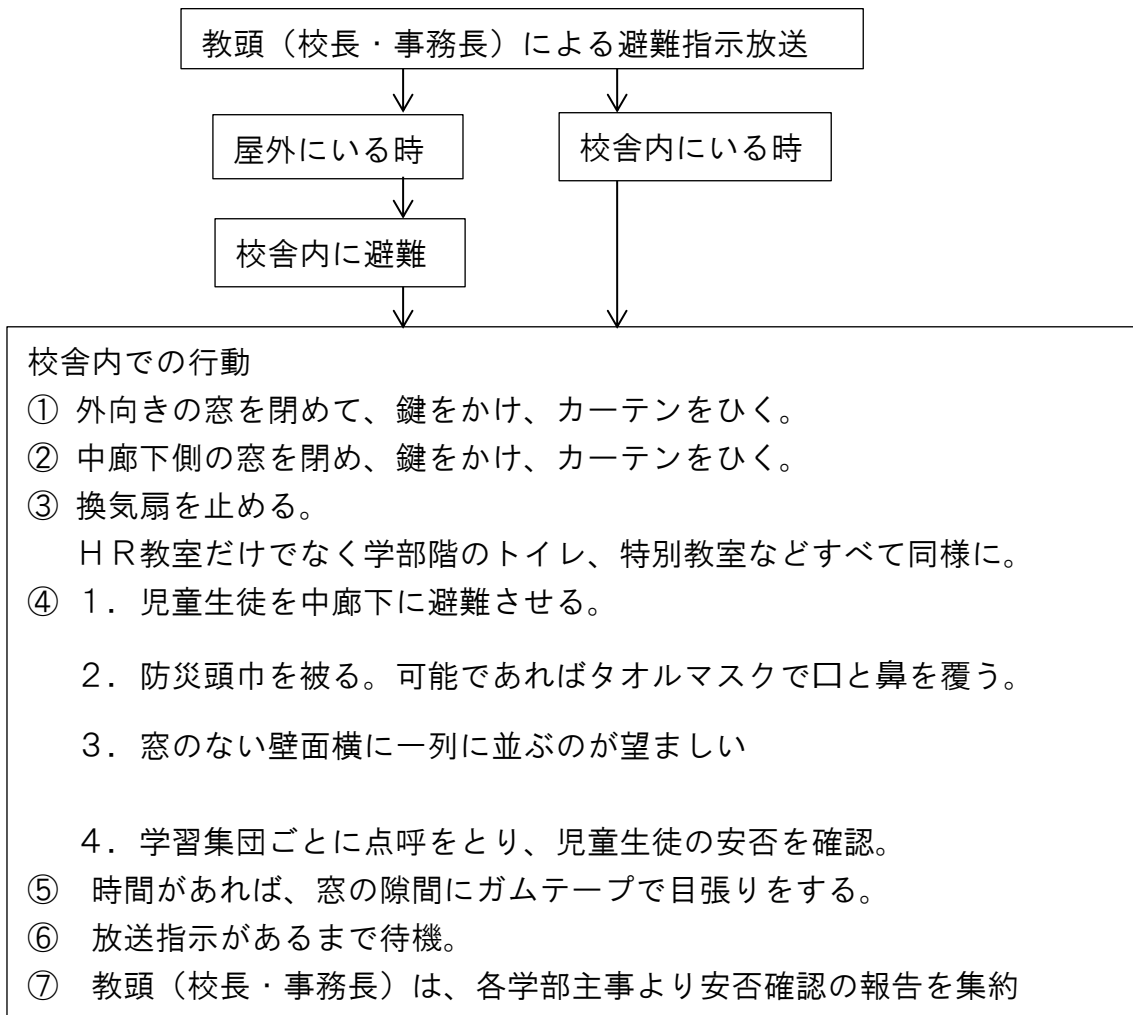
	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

※大雨は状況により判断する。

Jアラート対応マニュアル

爆風・放射線等の危険に対応

(1) 学校内での行動



(2) 学校外での行動

屋外にいる場合⇒ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物が無い場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する

●災害発生時の基本行動

災害 種別	児童生徒の基本行動	教師等の基本行動
火災	・ 静かに校内放送を聞く。 ・ 先生の指示に従う。 ・ 廊下、トイレにいる場合、その場で先生の指示を待つ。 ・ 防災頭巾を着用し、ハンカチ等で口を押さえる。煙があれば可能な限り低い姿勢をとる。 ・ 「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。	・ 授業を中止し、放送を静かに聞くよう指示する。 ・ 授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・ ヘルメット着用 ・ 火気使用器具の始末をする。 ・ 余裕があれば窓を閉める、 ・ トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・ 避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・ 授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を避難誘導する。 ・ 『火災』の避難開始については、場合により避難誘導点呼班の誘導を待たず、現場の判断で動いて安全確保する。 ・ 避難後は、学年またはグループで点呼を行い、決められた経路で異常の有無を本部に報告する。 * 避難時エレベーターは使用不可×
地震・津波	“落ちてこない、倒れてこない、移動してこない” 安全な場所に身をよせる ・ ヘルメット着用 ・ 揺れている間は頭部の保護をし、できるだけ低い姿勢をとる。 ・ 先生の指示に従う。 ・ 避難の際には防災頭巾で頭を保護する。 ・ 「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。	・ ヘルメット着用 ・ 授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・ 火気使用器具の始末をする。（ガスのにおいがしたら窓を開け換気する） ・ 出入口、ドア等を開き、出口を確保する。 ・ トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・ 床の安全を確認。教室周辺の避難経路の安全を確認。 ・ 児童生徒のけがや不安への対応。 ・ 避難までの間に、防寒具や靴の着用、避難グッズ、避難用車いす等準備する。 ・ 避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・ 授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を避難誘導する。 ・ 避難後は、学年またはグループで点呼を行い、決められた経路で異常の有無を本部に報告する。 * 避難時エレベーターは使用不可×
水害	・ 静かに校内放送を聞く。 ・ 先生の指示に従う。 ・ 「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。 ※ 2 階の児童生徒はスロープを使用、1 階児童生徒はスロープまたはエレベーターを使用。	・ 授業を中止し、放送を静かに聞くよう指示する。 ・ 授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・ 火気使用器具の始末をする。 ・ 窓やドアを閉める。 ・ トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・ 避難までの間に、防寒具の着用、避難グッズ、避難用車いす等準備する。 ・ 避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・ 授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を安全に避難誘導する。 ・ 避難後は、授業体制に応じて学年またはグループで人員点呼を行い決められた経路で異常の有無を本部に報告する。 * 避難時エレベーターの使用可○

* スロープでは原則として、『独歩の人がいたら内側優先』で声をかけ合いながら移動する。

●避難訓練の実施について

学院と協力して防災・避難訓練を実施し、避難合図、避難経路、避難場所等、避難方法について児童生徒に周知させ、教職員や学院職員の指示にしたがって行動するよう指導する。

種別	想定（最大）	実施日	備考
火災	校内より出火	5月29日（金）	中庭または学院玄関側に避難後、状況に応じて2次避難。
地震 津波	震度6強（南海トラフ） 2.0m想定	12月11日（金）	揺れが収まるまで、その場で安全確保した後、3階に避難。
水害	5.0m想定	（隔年）R9年度実施。	避難勧告等あれば3階に避難
Jアラート		9月9日（水）	各学部の中廊下（窓やドア等がない場所に並ぶ）に避難。

※上町断層帯地震は、震度7想定。「水害訓練および地震訓練」と「地震津波避難訓練」は隔年実施としていたが、南海トラフ地震想定訓練強化のため、地震津波訓練を継続して実施（R4より）。

●交通安全指導について

年に1回、交通安全教室を設定する。

●学校施設・設備の保全について

1. 台風来襲等、災害があらかじめ予想される場合

1	窓、出入口の点検、固定等を行う。
2	排水溝の整備、断水、停電に対する措置を行う。
3	火元の始末等、防火管理に留意する。
4	重要書類、重要物品等の管理と措置を適切に行う。

2. 火災、地震等、突発的な災害があった場合

1	関係機関に急報する。
2	初期消火につとめ、施設・設備の保全にあたる。
3	重要書類・重要物品等の保全管理を行う。

3. 地震・津波の対策について

1	建物および建物に付加する工作物（スピーカー、照明、建具など）の倒壊・落下危険の有無
2	戸棚・ロッカー・昇降口の個人ロッカーなどの転倒危険の有無
3	高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
4	窓ガラスのひび割れの点検
5	理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
6	薬品庫の薬品容器の数の確認と転倒防止措置の適否

4. 準備用品の配置について

準備品	内 容	保管場所
非常用救護持出袋、ストレッチャー、簡易担架	救護用に確保しておく	保健室
車椅子、担架	避難用移動手段として確保しておく	各階 指定場所
防災用皮手袋、トランシーバー	係用および予備として確保しておく	各階廊下、 保健室、職員室
ヘルメット・防災頭巾	災害発生時の使用物品として確保しておく	各教室
懐中電灯		事務室
ボール		技師室
部主事セット（点呼名簿、ペン、メガホン）、災害対応記録、児童生徒点呼報告書、ラジオ、革手袋・軍手、拡大点呼名簿、ホイッスル、ペン、トランシーバー、テープ、避難場所掲示、ライト類（懐中電灯、ネックライト）、拡声器、電池、教職員参集予定一覧、非常変災時の委員会報告関係、点呼名簿等様式予備、校内図	本部セットとして確保しておく。 災害発生時、本部設置場所まで運ぶ。	職員室
AED	本部セットと共に持ち出す。	玄関設置の専用箱
マスターキー、防災ファイル、防災ラジオ、トランシーバー	災害発生時、教頭が持ち出す	職員室

●防災備蓄品

- ・児童生徒用…備蓄食糧、水は学院で保管。
- ・教職員備蓄…原則個人で準備、購入、管理。屋上多目的ホールを保管場所とする。
共有のものとして、水、ビスケット、アルファ化米あり。
- ・各階のマット・防寒着・オムツ・トイレ用品・バケツ等、日用品も活用する。
- ・屋上簡易プールを下水として使用するため、常時貯水しておく。

【学校全体としての備蓄】

<屋上（塔屋倉庫）にて保管>

	品名	量	個数	消費（賞味）期限
食料等	水（飲料水）（24本×6箱）	500ml	144本	2026年11月
その他	アルミ救急シート		30枚	
	簡易トイレ（45L 黒ポリ袋 10袋×20、凝固剤等）		900回分	
	携帯ミニトイレ	3個入り	2セット	
	レインポンチョ		100枚	
	アイガード/フェイスシールド	21セット/13セット		
	オムツ（児童サイズ）	スーパービック 28枚×2パック・70枚×12パック		

<屋上（多目的ホール上）にて保管>

	品名	量	個数	消費（賞味）期限
食料等	水（親睦会費にて 2024. 2 購入）	500ml × 24 本	6 箱	2029 年 6 月
	水（危機管理室より 2024. 3 納入）	500ml × 24 本	6 箱	2031 年 7 月
	クッキー（危機管理室より 2024. 3 納入）	60 g × 40 袋 60 g × 100 袋	1 箱 5 箱	2031 年 3 月
その他	ウォータータンク（ポリ容器）		21 個	
	オールウェザーブランケット		5 枚	
	ウェットタオル		60 袋	
	災害救助用毛布		3 枚	
	災害救助用タオル		50 枚	
	アルミ保温シート		20 枚	
	マスク（普通）30 枚×40 箱／50 枚×2 箱		6300 枚	
	マスク（小さめ）30 枚×8 箱		240 枚	
	マスク（不織布製以外）	多種/多数		
	水（天然水） H30 6月寄贈（6本×3箱）	2L	18本	2023年3月（期限切れ） 生活用水として活用

<屋上（エレベーター上）>

	品名	量	個数	備考
その他	トイレットペーパー	48 ロール	1 箱	
	箱ティッシュ		60 箱	
	マスク（普通サイズ）50 枚×100 箱		5000 枚	
	ジャケット		81 着	

	キャップ		182 個	
	生理用ナプキン※即席トイレ等にも活用	34 枚	23 パック	2005 年納入/2022 年受取
		6 枚	9 パック	
		26 枚	20 パック	2024 年 1 月受取
		30 枚	24 パック	2025 年 3 月受取
		30 枚	18 パック	
		30 枚	18 パック	2026 年 3 月受取

<3F ホールにて保管>

	品名	量	個数	使用期限
その他	マイクロファイバーアルミひざ掛け		100 枚	
	ランタン（単 1×4 本用 6 個/単 1×3 本用 3 個）		9 個	
	単 1 電池 （校内使用頻度低いため、期限前に入れ替え）	10 本入	3 箱	2028 年 10 月
			1 箱	2029 年 1 月
	単 3 電池（期限 2 年前に校内一般備品の在庫と入れ替える） ※R9 年度に 3 セット分購入し、半数ずつ期限が切れるように調整する。	20 本入×6 箱		2028 年 3 月
		—		
	カイロ（繰り返し使用可・沸騰したお湯が必要）		119 個	期限なし
	コインお絞り		40 個	
	カセットガス（2023 年 3 月製）※TOHO 純正を購入し、一度に期限切れにならないよう少しずつ買う。	3 本入	2 箱	2030 年 3 月
	カセットガス（2024 年 1 月製）	3 本入	1 箱	2031 年 1 月
	防災用毛布		4 枚	
	厚手敷マット （圧縮処理で開封不可のため、正確な数不明）		3or6 枚	
	非常電源 / ポータブルソーラーパネル		各 1 台	
	発電機		2 台	
	防災用簡易ライト（ペンライト式）	3 本入	2 袋	2021 年 4 月（期限切）
	使い捨て手袋 S100 枚入/M200 枚入/L200 枚入	S:8 箱 M:10 箱 L:10 箱		
	ウィルテクト（除菌シート）	50 枚	10 箱	
	ウィルテクト（除菌シート）詰め替え用	50 枚	24 パック	
	非常用すべり台毛布			

<多目的前ホール入り口前・棚（カーテン内）>

	品名	量	個数	消費（賞味）期限
その他	ポリ袋 20L	10 枚×100 袋	1 箱	
	ポリ袋 45L	10 枚×60 袋	2 箱	
	ポリ袋 90L	10 枚×30 袋	1 箱	
	20 号レジ袋	200 枚×10 袋	1 箱	
	環境清拭クロス	250 枚	4 箱	
	環境清拭クロス（詰め替え用）	250 枚×6 袋	1 箱	

	ペーパータオル	200 枚×36 袋		
	防災ラジオ		1 台	
	災害用トイレ凝固剤セット	50 回分		
	清拭タオル			
	新聞紙			
	足踏み式吸引器		1 台	

＜3 階より上にあり利用できるもの＞

	物品	備考
3 階・屋上	エアレックスマット・セノックマット	日常使用
3 階 学院倉庫	セノックマット	
3 階 トイレ	トイレ用品・オムツ	日常使用
家庭科室	カセットコンロ(4)・カセットボンベ IH ヒーター・ブレンダー等 調理家電等	専用カセットボンベの在庫がある間活用
ADL 室	手指消毒用アルコール、消毒液用カートリッジボトル、台所用洗剤、手洗い用ハンドソープ	災害時用として確保
	救急バック	R6. 2 寄贈

●避難時または避難後の物品持ち出しについて

水害の恐れがある場合（警戒レベル 3）や津波警報が発令された時、避難後の児童生徒の安全・体調管理に必要な物品を各階から 3 階へ持ち出す必要がある。

＜避難時に持ち出すもの＞

	物品	備考
保 健 室 より	非常用救護持出袋、ストレッチャー、簡易担架、重要書類（健康診断票等）、診療情報提供書、緊急時薬、医療的ケア物品、医療的ケアの指示書、とろみ剤	避難時に持ち出す
各 教 室 より	救急バッグ	非常持出袋とともに避難 ※各グループで必要なものを準備しておく
	防寒着・ブランケット等	
	非常持出袋（アルコールスプレー含）	
	個人用吸引器	

＜避難後、本部の指示があった場合にのみ、持ち出すもの＞※大雨洪水等で避難準備に猶予がある場合。

	物品	備考
1 ～ 2 階	エアレックスマット、追加の着替え・タオル・バスタオル・クッション（各教室）	
	オムツ・新聞紙・清拭タオル（トイレ）	

防犯計画については、
防犯上の理由より、非公開とします

●傷病者発生時の対応

傷病者が発生したら

- ① 発見者
 - 傷病者と自身の安全を確保し、現場を離れない
 - 最も近くにいる教職員等(協力者)に緊急事態の応援を要請する
 - 重症度を判断し、その場でできる救急処置を開始する
 - 時間経過・処置など可能な限り記録をとる
- ② 協力者
 - 発見者の指示に従い、保健室・部主事・管理職・学院・その他応援を要請する
 - 周囲の安定を図り、他の傷病者がいないか確認する
 - 発見者とともに救急処置を実施する
 - 時間経過・処置など可能な限り記録をとる
 - 経路の確保・搬送・誘導
- ③ 養護教諭(②協力者の一部としての動きの他に)
 - 必要に応じて学院との連絡調整
 - 経過観察
- ④ 管理職
 - 情報収集
 - 学院との連絡調整(事後報告等)
 - 府教育庁との連携

重症度・緊急性の判断と対応

重症度・緊急性が高いと判断した場合は、即、救急車を呼ぶ体制をとる

- ① 内科的な判断
 - バイタルサイン
 - 体温 … 37.5℃以上、35.0℃以下 脈 拍 数 … 普段の脈拍数と比較
 - 呼吸の状態 … 浅い・早い・異常な呼吸 血中酸素濃度(SPO2) … 95%未満
 - 顔色(蒼白・紅潮・土気色)・口唇・爪色(紫・白)
 - 継続・繰り返しの発作
- ② 外科的な判断
 - 出血量・出血の仕方(吹き出すような出血)
 - 負傷部位・範囲(広さ/深さ)・変形の有無
 - 体調・顔色の変化の有無

※ 頭部外傷の場合は、重傷でなくても受傷後24時間は安静にさせ、必ず学院に報告し、様子観察

☐ 意識消失 ☐ 顔色不良 ☐ 頭痛 ☐ 嘔吐 ☐ 鼻出血 等

傷病者発見

- ・ すぐに近くの教員に応援を依頼 (■■■■▶)
- ・ 傷病者の状態の確認及び記録 (▶)
- ・ 熱中症を疑う症状があるか確認

- めまい・失神
- 四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる
- 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる
- 足がもつれる、ふらつく、転倒する、突然座り込む、立ち上がれない等

応援A

- ・ 他の児童生徒を安全な場所へ誘導及び対応
- ・ 他の傷病者がいないかの確認

応援B

- ・ 必要な場所に連絡
※緊急に人手を確保する必要がある場合は次のとおり校内放送を2回繰り返して行う
「保健連絡です。○学部●グルー
プ/●年です。場所は××です。」
- ・ 連絡後は現場に戻り応援

【熱中症を疑わない場合の対応】

- ・ 傷病者の状態の確認
- ・ 傷病者の状態に応じた応急手当
- ・ 状況を時系列で記録

呼びかけに応えますか？

はい

はい

いいえ

【熱中症を疑う場合の対応】

涼しい場所へ移動させ、
服をゆるめ体を冷やす

熱中症の場合、救急車が
到着するまでの間に行う

水分を摂取できますか？

いいえ

はい

水分塩分を補給する

症状がよくなりましたか？

いいえ

はい

そのまま安静にして休息を
とり、回復したら帰院させる

- ・ 帰院させる
- ・ 病院受診の際は付き添う

救急車要請
AEDの手配

息はしているか？

いいえ

一次救命処置

- ・ 心肺蘇生
- ・ AEDの使用

誘導

正門を開けて待機

保健室（内線28）

- ・ 傷病者の状態の確認
- ・ 傷病者の状態に応じた応急手当
- ・ 管理職と救急搬送の相談

管理職（内線22/校長、内線24/教頭）

- ・ 情報収集及び集約
- ・ 学院との連絡調整
- ・ 救急搬送の必要性の判断

救急搬送

- ・ 救急搬送時に必要な物を学院から受け取る
- ・ 教員は少なくとも1名は付き添う

救急車要請【119番】

1. 救急車をお願いします。
2. 住所は北区中津2-2-22です。
3. 中津支援学校です。
4. 電話番号06-6372-8256です。
5. 傷病者の状況・情報を伝える。
6. 学校正門前に来てください。

タクシーを手配して受診する場合

1. 受診先決定後、タクシー会社に電話しタクシーを手配する。同時に学校及び学院に連絡する。
 2. タクシーで病院に到着した際、付添者がタクシー代を払い、領収書を必ず受け取る。
 3. 帰校後、『小口支出依頼書』を作成し、領収書とともに事務の小口担当者に渡して、2.のタクシー代を受け取る。
- ※教員が帰校する時、児童生徒がいない場合は公共交通機関で帰校すること。

事後措置

- ・ 傷病記録や報告書の作成
- ・ 日本スポーツ振興センター申請手続き

大阪整肢学院【内線31】

電話 06-6371-5945

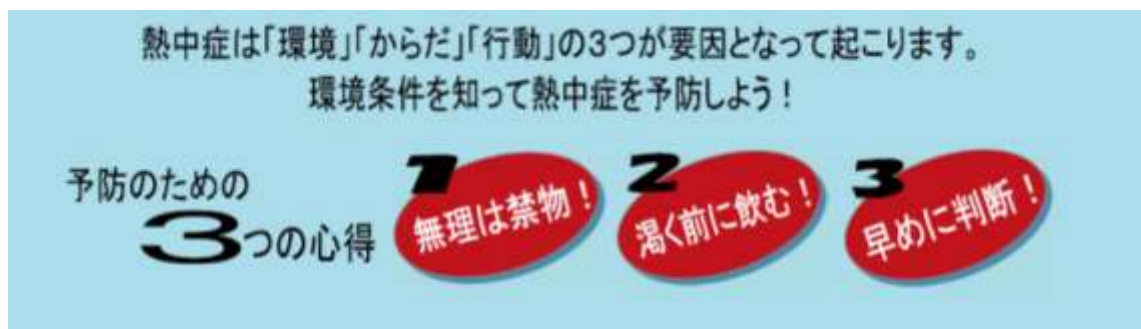
熱中症対策について

熱中症は従来高温環境下で多く発生していたが、ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響により、一般環境における熱ストレスが増大、最近では日常生活においても発生が増加していると指摘されている。また、体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児や普段から運動をしていない人、暑さになれていない人は熱中症のリスクが高く、さらに注意が必要となっている。

このような状況のため、本校での熱中症予防対策を次のとおりとする。

【校内での確認事項】

- 暑さ指数(WBGT)の判断材料 ⇒ ① 熱中症予防情報(予測値): 環境省予防情報サイト
② 実測値: 多目的ホール・屋上・玄関の熱中アラーム、
外出時は持ち出し用熱中アラームで確認
- 周知の方法 ⇒ 職員室ホワイトボードに WBGT 値予報を保健主事、健康指導係が記入
- プールの入水基準(上限) ⇒ プールの水温が中性水温(33~34℃)に達した場合は、入水を一旦中止し、
注水等で水温を下げてから再度入水する。
【中性水温: 水中で安静状態の人の体温が上がりも下がりもしない水温】
(水温が中性水温より高い場合や、水中でじっとしていても体温が上がるため、体温を下げるようにプール外の風通しの良い日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たる等をする。中性水温以下であれば、水が体を冷却してくれるため、陸上運動より体温は上がりにくい: 日本スポーツ振興センター「学校屋外プールにおける熱中症対策」一部抜粋)
*入水可能値内であっても環境管理に努める(日陰の活用、注水により水温を下げる、プールサイドに水を撒いて床温度を下げる 等)
- 経管栄養の水分補給 ⇒ 必要に応じて相談しながら進める
- 協議メンバー ⇒ ①管理職 ②当該学部の部主事 ③養護教諭
④保健主事 ⑤授業担当(主担)
 - ① メールの登録は保健主事、養護教諭が行い、確認する
 - ② WBGT31℃を超える可能性がある場合は、事前に学部・担当で対応を確認し、協議メンバーに伝え、必要に応じて協議し、超えた時の対応を確認しておく
 - ③ 実測値が予測値を超えた時は管理職と養護教諭に連絡をして、その後の対応を確認する
 - ④ プールの場合、一度協議した内容で変更がなく、予測値が31℃を超えた場合は管理職に連絡をする。前回の確認内容から変更がある場合は再度協議メンバーで確認をする
 - ⑤ 校外に出る場合は熱中アラームを持ち歩くようにする



気温 (参考)	暑さ 指数 (WBGT)	〈本校の熱中症予防対策〉	〈運動に関する指針〉 熱中症予防運動指針 ⇒(公財)日本スポーツ協会 *は留意点	
35℃ 以上	31℃ 以上	【校外行事】 協議メンバーで協議を行い、実施の場合は、行程調整も考慮しつつ安全な実施に努める。 【授業】 ① 校舎外での活動は原則禁止 ・ 近隣の公園での活動や散歩などは実施しない ② 中庭やプールでの活動は以下の内容に注意して安全な実施に努める ・ 中庭での活動（畑や水あそび等）は日陰を活用し、活動時間が長ならないように考慮する。活動後は、必ず水分補給をする ・ プールでの活動は協議メンバーで協議し、実施の場合は連続した活動時間が長ならないように（15分以内）配慮する。休憩はより多めにとり、水分補給をする。 *見学者・体調不良者は涼しい環境で別活動をする ③ 多目的ホールでは、冷房を稼働させ、休憩はより多めにとり、水分補給をする	運動は中止	* いったん運動を中止し健康観察！
35℃ ～ 31℃	31℃ ～ 28℃	【校外行事】 協議メンバーで協議を行い、実施の場合は、行程調整も考慮しつつ安全な実施に努める。 【授業】 ① 校舎外での活動は原則禁止 ・ 近隣の公園での活動や散歩は原則実施しないが、必要に応じて協議メンバーで協議を行う。 ② 中庭やプールでの活動は以下の内容に注意して安全な実施に努める。 ・ 中庭での活動（畑や水あそび等）では、日陰を活用し、活動時間が長ならないように考慮する。活動後は、必ず水分補給をする。 ・ プールでの連続活動時間が長ならないように（15分以内）配慮する。休憩は多めにとり、水分補給も行う。 *見学者・体調不良者は涼しい環境で別活動をする ③ 多目的ホールでは、冷房を稼働させ、休憩は多めにとり、水分補給をする	嚴重警戒	* 激しい運動は避ける * 積極的な休息と水分・塩分補給を徹底！
31℃ ～ 28℃	28℃ ～ 25℃	必ず休憩と水分補給を行う	警戒	* 積極的な休息と水分・塩分補給を！

非常時優先業務と必要職員数

フェーズ	非常時優先業務		必要人数
	災害応急対策業務	優先度の高い通常業務	
フェーズ 1 (3 時間まで)	○初動対応、緊急対策本部の確立 ○教育委員会への一報 ○児童生徒の安否確認 ○教職員の安否確認と参集状況の把握 ○児童生徒及び教職員の避難誘導 ○通信手段の確保 ○負傷者の応急処置 ○医療機関への連絡及び搬送 ○執務スペースの確保 ○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示、避難者の誘導等 ○関係機関からの情報収集及び発信 ○市町村、公共機関との連絡・連携	○大阪整肢学院との以下の連絡（対面・電話） ・避難先など初動の確認 ・全児童生徒の安否確認	9
フェーズ 2 (24 時間まで)	○児童生徒等の生活の場や教員の大阪整肢学院への協力体制等の対応 ○施設の被害状況の把握、教育委員会への報告及び二次災害防止対策の実施 ○衛生環境の整備 ○備蓄物資の配付等 ○保管している薬、衛生グッズの管理等 ○大阪整肢学院に協力して、児童生徒に対する食糧、薬剤、衛生品、<u>医療的ケア対象児童生徒の医療的ケア物品</u>等の準備（配慮を必要とする児童生徒への対応） ○非常電源の確保 ○児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等）	○大阪整肢学院に協力して、児童生徒の健康管理・衛生管理 ○公文書の管理	38
フェーズ 3 (72 時間まで)	○学習環境（教室等）の整備 ○備蓄食糧の消費計画作成 ○児童生徒の健康管理 ○衛生環境の管理 ○学校再開のめど等を大阪整肢学院へ連絡 ○ボランティア等の受け入れ ○教育活動再開に向けた教育委員会との連携	○大阪整肢学院に協力して、児童生徒の健康管理・衛生管理 ○学習活動正常化へ向けた受け入れ態勢の整備	53
フェーズ 4	○学校活動再開（もしくは一部再開）	○学校の教育活動の再開	55

(1 週間まで)	○児童生徒及び教職員の精神衛生管理 ○必要物資の受け入れ ○他機関との連携 ○被害箇所の復旧 ○教育委員会へ外部人材等の派遣要請（臨床心理士等）	に向けた環境整備	
フェーズ 5 (2 週間まで)	○被災施設の応急復旧（本格的な復旧作業の前段階）開始 ○教育活動の全面的再開に向けた教育委員会との連携	○児童生徒の進路に関する調整	58
フェーズ 6 (1 か月まで)	○被災施設の改修（軽微な改修） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理の継続 ○学校の再開		60

職員の確保【執務時間外の発災】							
○ フェーズごとの職員数（必要・参集可能、応援・受援）【執務時間外の発災】							
【想定：震度 6 弱以上の地震】							
学校名	職員数	フェーズ					
		フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5	フェーズ 6
大阪府立中津支援学校	必要	9	38	53	55	58	60
	参集可能	16	40	50	57	57	59
	応援	7	2		2		
	受援			3		1	1
【職員数過不足状況】 ○フェーズ 1 およびフェーズ 2 の参集可能人数は必要人数を満たしている。フェーズ 3 以降に関しては、応援・受援を必要としている状況である（令和 8 年 4 月 15 日現在）。 【確保対策】 ○災害発生から発災後 3 時間までに必要な職員数の確保のため、職員は公共交通機関が停止している場合は、可能な限り自転車によって勤務場所に参集する。 ○校長、教頭、事務長は、非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、学校内で教職員の配置の見直しを行い、それでも不足を補えない場合、教育委員会事務局保健体育課へ応援を求める。 ○発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと想定されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩等を取る。							

（別紙 10）

大阪府教職員防災必携

●このページを印刷し、各自必要事項を記入し、職員用名札に収納するなど、常時携帯をお願いします。

大阪府教職員防災必携 ～府民の安全・安心の確保が職員の使命です！～		
★非常配備が発令された場合の参集場所は決まっています。 ・教職員は原則として配備区分に従って勤務場所に参集。 ・学校所在地に避難指示等が発令されている場合は、避難区域には立ち入らず、自身の安全を確保して待機する。		
★非常配備時の参集について確認します。 私は非常「 」号配備員です。		
★勤務時間外に府域で地震が発生したときの行動は？		
震度 4 非常 1 号自動配備	震度 5 弱又は 5 強 非常 2 号自動配備	震度 6 弱以上 非常 3 号自動配備
連絡が取れる体制	配備員等参集	全職員参集
○府内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、各校で定めた配備区分に従い参集する。交通機関の途絶により参集が困難な配備員等は管理職等に連絡し、参集の目途を伝える。 徒歩又は自転車によって参集しましょう （自動車使用は禁止です。） 服装は活動しやすいものを着用しましょう （※参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩 20km 圏外、自転車で 40km 圏外に居住している場合とする。）		

◎災害対応にあたっては、次のことに留意して下さい。

★非常配備が発令されたら

- ① 自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難する。
- ② 被災した場合は、応急手当をする。
- ③ 安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手し、予め各所属で決めた方法により、安否情報、参集時期の目途などを報告し、勤務場所に参集する。

★初動対応には被害把握が不可欠です
 初動対応には概括的な被害情報でも重要です。
 被害状況等について気付いたことを参集後、可能な範囲で管理職等に報告して下さい。

◎被害把握のポイント◎

☐ 確認日時・確認場所

☐ 被害の概要（人・建物・鉄道・火災等）

※生徒等の通学に支障がないかどうか等は重要な情報になります。

★自身の役割を認識
 参集後は災害時の災害等応急対策活動に就きます。
 予め各校の『防犯及び防災計画』を確認しておいて下さい。

上記枠内を切り取り、常時携帯してください